報 道 資 料

平成１８年８月２８日
中 国 電 力 株 式 会 社

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は，原子力災害対策特別措置法に基づき，島根県知事および松江市長との協議を経て，「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正し，本日，経済産業大臣に届出いたしました。

また，同法に基づきこの計画の修正要旨を別紙のとおり公表いたします。

当社は，今後とも，島根原子力発電所の安全確保を最優先に取り組むとともに，原子力防災体制の整備に万全を期してまいります。

別紙：「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

以 上

別　紙

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成１１年 法律第１５６号）第７条第１項(注)の規定に基づき，「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正しました。

修正の要旨は以下のとおりです。

１．修正の目的

平成１７年９月の内閣府告示による指定地方行政機関の変更等を踏まえ，所要の修正を行った。

２．修正年月日

平成１８年８月２８日

３．修正の主な内容

（１）内閣府告示による指定地方行政機関の変更に伴い，指定地方行政機関の定義の修正を行った。

（２）当社（本社）組織における一部業務所掌の見直しに伴い，事業本部等緊急時対策組織の修正を行った。

（３）その他誤記訂正を行った。

以　上

（注）「原子力事業者防災業務計画」は，原子力災害対策特別措置法により，毎年，検討を加え，必要があると認められる場合は，自治体と協議のうえ修正し，主務大臣に届出することが義務づけられています。

参　考

１．原子力事業者防災業務計画

原子力災害対策特別措置法に基づき，原子力災害の発生を防止するための対策や，万一，原子力災害が発生した場合の拡大防止および復旧対策などについて定めたもの。

２．原子力事業者防災業務計画の主な内容

第１章 総　則	原子力事業者防災業務計画の目的，定義，基本構想，運用，修正について定める。
第２章 原子力災害予防対策の実施	緊急時体制の区分，緊急時対策組織，原子力防災管理者の職務，放射線測定設備や原子力防災資機材の整備，防災教育及び防災訓練の実施並びに国，地方公共団体，地元防災関係機関との連携等について定める。
第３章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報，災害の拡大防止や放射性物質の影響範囲の推定など応急措置の実施，ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ等への要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第４章 原子力災害事後対策の実施	発電所の復旧対策，行政機関等への原子力防災要員の派遣等について定める。
第５章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。

以　上